

2016年7月1日

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 移転価格第二次調整 導入に関する英国の コンサルテーション

### EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/taxalerts](http://www.ey.com/taxalerts)

### 現状

英国の税務当局であるHMRCは、英国税制に移転価格課税に伴う第二次調整規定の導入を示唆するコンサルテーションペーパーを公表しました。諮問期間は2016年5月26日から2016年8月18日までとなります。

### 第二次調整の適用

まず、HMRCが英国納税者から国外関連者への支払額を、理論上の価格まで引き下げることによって「第一次」調整が発生し、次いで、国外関連者が実際を受領額と理論上の独立企業間価格との差額を、現金として保持することにより利益を得たものとみなして「第二次」調整が行われます。

利益に対するアプローチとしては、みなしローンが提案されています。みなし現金利益をローンと擬制して、その全額が英国に返還されたと認められるまで、みなし利子に対する課税が英国納税者に行われます。ローンは、(第一次調整の対象となった年度ではなく)第一次調整が行われた年度に実行されたものとみなされます。

## 日本企業への影響

HMRCによって第二次調整が行われ、かつ、現金を返還しない場合、日本の納税者にとっては救済されることのない二重課税となる大きなリスクがあります。日本の法制には第二次調整の適用に係る規定が存在しないため、我が国の権限ある当局は第二次調整を相互協議の対象外としています。

アラートの全文(英文のみ)は、[こちらのサイト](#)からご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

キース・トーマス	エグゼクティブディレクター	+81 3 3506 2670	keith.thomas@jp.ey.com
川口 尚一	シニアマネージャー	+81 92 752 5224	shoichi.kawaguchi@jp.ey.com
アシブ・アリ	マネージャー	+81 3 3506 1252	asib.ali@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等ございましたら、下記までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160701

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)